

平成 28 年度下野市当初予算編成方針

H27. 10. 14

1 本市の財政状況

「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現を目指してきた本市も、平成 28 年 1 月 10 日に市制施行 10 周年という一つの節目を迎え、全庁を挙げてより活力あるまちづくりを推進するための新たな起点であることを認識し、各種施策への取り組みに邁進しなければならない重要な時期である。

本市の財政状況は、平成 25 年 3 月に策定した「第二次下野市長期健全化計画」（以下「健全化計画」という。）に基づき、持続可能な健全財政運営を維持しているところである。これは、これまでの事務事業や補助金の見直し、各種基金への計画的な積立、更に積極的な地方債繰り上げ償還など様々な取り組みによる成果であり、このことは各種財政指標の結果からも確認できるところである。

しかしながら、今後の本市の直面する課題として、歳入の根幹をなす市税収入は比較的安定している状況ではあるものの、今後の増加要因が見いだせないことのほか、市税と並ぶ主要な一般財源である普通交付税においても、平成 28 年度から段階的縮減期間に突入し、合併特例期間の終了となる平成 33 年度には、現在の交付額と比較すると約 10 億円の減収が見込まれること等が挙げられる。また、歳出においては、本市も例外なく少子高齢化の進行等による医療福祉関係経費など社会保障費の増加は避けがたく、地方負担分も確実に増加する状況にある。更に、「第二次下野市総合計画」（以下「第二次総合計画」という。）に基づく重点プロジェクト事業を始めとする各施策への取り組みや既存公共施設の老朽化対策にも対応する必要があるなど、投資的経費のみならず経常経費の更なる増加が見込まれる。

こうしたことから、合併特例期間終了後の財政運営に備えた経常経費の削減と財源留保への取り組みを堅実に努めることが必要である。

2 国・県の動向

内閣府が発表した 9 月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」としている

これを受けた国の基本的態度として、大震災からの復興を加速させるとともにデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとしている。

また、県においては、平成 25 年度に策定した中期財政収支見込みで、平成 30 年度までの各年度において財源不足を見込んでいることから、行政経費の削減等

による収支均衡予算編成を目指す一方、医療福祉関係経費の義務的経費の増加など新たな行政需要への対応により、平成28年度の市町村への財政支援についても、一層厳しい状況が想定される。

3 編成の基本方針

平成28年度の当初予算編成に当たっては、第二次総合計画を見据えた重点事業への確実な取り組みと併せ、下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に掲げる基本目標に則した施策・事業の展開による地方創生や地域活性化に積極的に臨むものとする。

また、国の「経済財政運営と改革の基本方針2015」の影響や県の動向等に注視し、行政需要が拡充する中、これまでの方針同様、健全化計画の遵守による健全財政を堅持した、「下野市地方創生・重点プロジェクト推進予算」と位置付けて編成するものである。

そのためにも、事務事業評価に基づく施策の優先順位の洗い直しと無駄を徹底して排除することの双方を目指した、メリハリのついた予算とする。

なお、編成のための基本的な考え方として、特に重要な次の4項目を示すので、十分に留意のうえ、編成作業にあたること。

- (1) 第二次総合計画に定める重点プロジェクト事業への着実な取り組み
 - ・重点プロジェクト事業の積極的、計画的な着手
 - ・重点プロジェクトのための予算の確保（投資的経費、経常枠内経費）
- (2) 総合戦略における4つの基本目標に則した事業への積極的な取り組み
 - ①魅力的で安定した雇用創出
 - ②東京圏からの新たなひとの流れの創出
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④安心なくらしを守り幸せを実感できるまちづくり
- (3) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
 - ・既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
 - ・施策の優先順位の洗い直しと徹底的な無駄の排除
- (4) 合併特例債の有効活用と使途指定寄付金等の積極的活用
 - ・活用期限が迫った合併特例債の計画的な活用
 - ・寄付者の意向により使途が指定されている寄付金の有効活用
 - ・新庁舎への移転に伴い、未利用となる市有財産の有効活用

4 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持と第二次総合計画に基づく事業推進を基本としつつ、本年度においては、総合戦略事業への取り組みも併せ、次の4項目を査定の重点ポイントとして定めたので、各部局内の十分な協議・調整の結果に基づき、適正な要求をされること。

(1) 第二次総合計画と総合戦略の着手に向けた予算措置

平成 28 年度は、第二次総合計画に基づく予算編成の初年度となることから、計画に確実に着手することを目指した予算措置とすること。

また、総合戦略の基本的な考え方である少子化対策及び定住化促進施策に対応した予算とすること。

(2) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行

枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込まれるよう、部局内で配分枠の範囲内に調整すること。

(3) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による2%削減

・前年度の重点戦略事業費分以外の経常経費から、2%の削減額を設定

上記の算定方法による枠配分額を査定の限度額とするので、後期基本計画での重点戦略事業及び第二次総合計画での重点プロジェクト事業の推進を図りながら、各部局内調整も視野に入れながら、事務事業評価に基づき、事業の選択と集中やスクラップ&ビルドの原則により、主体的な調整を行うこと。

(4) 個別査定の重視

事業内容の確認を行うため、昨年に引き続き、枠配分による部局内調整を尊重のうえ個別査定を行うこととする。

このほか、補助金については次の点に留意した査定を行うこととする。

○団体運営費補助金の継続的な見直しによる予算措置

全体的な補助金見直しについては、3年毎に実施しているが、平成 28 年度交付額（予算要求額）の算出に当たっては、継続的な見直しと更なる改善工夫に基づくものであること。

5 要求基準等

以上を踏まえ、各部局においては、国・県施策の反映は基より、「下野市らしさ」実現や市民サービスを最大限に図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中、スクラップ&ビルドの考え方に基づき、主体的に事業の再構築を行い、別に定める「予算要求要領」のほか、次の留意点を遵守し、予算要求すること。

6 予算要求の留意点

- (1) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリの効いた要求とすること。また、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。
- (2) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。
市単独事業は、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続の必要性から再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。また、事業費と受益者数を比較し効率性の悪い事業は見直すこと。
- (3) 国の経済対策に対応するため、各部署においては、情報収集に万全を期するとともに、昨年度同様、新年度要求予算のうち今年度補正予算（3月補正等）により早期着手（前倒し予算措置等）が可能となる事態も想定し、柔軟な対応が図れるよう準備を進めること。
不透明な施策等については、現行制度による要求を認めるものとする。
- (4) 工事請負費の要求に当たっては、用地補償、実施設計等の進捗状況を確認したうえで、関係課や関係機関との協議が整理されるなど、年度内の執行完了が確実な事業費のみを要求すること。
- (5) 平成28年5月に新庁舎開庁となることから、全部署とも開庁後の維持管理経費、並びに既存庁舎の取り扱いを十分に想定（試算検証・見積確認等）した予算要求とする。
- (6) 要求にあたっては、これまでの議会審議（一般質問等）内容や監査委員からの指摘事項を十分検討したものとすること。
また、職員提案審査結果についても可能な限り反映するよう検討すること。
- (7) 各部局の要求額は、別紙「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費 (重点プロジェクト事業分)	事業費及び事業計画年度を精査した上での所要の見込み額 (通常の投資的経費とは別枠で配分。)
2 投資的経費 (通常分)	各部局の枠配分額内
3 経常枠内経費 (重点プロジェクト事業分を含む。)	各部署または各部局の枠配分額内 <u>(前年度配分額から重点プロジェクト事業分を除いた額の2%を削減額とする。)</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
4 経常枠外経費 (人件費、公債費)	所要の見込み額
5 経常枠外経費 (扶助費等、法令等に基づくものに限る。)	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析した上での所要の見込み額
6 経常枠外経費 (各特別会計繰出金)	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上でのルールに基づく所要の見込み額
7 経常枠外経費 (一部事務組合等分担金、負担金)	算出方法を精査の上での所要の見込み額